

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年7月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「交通違反告知における取締逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年8月19日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成23年9月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成23年10月13日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

公権力の行使を行う奈良県警察本部は、その責務の遂行に際して日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない旨、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第2項に規定されている。この責務を遂行するためには、人権侵害に対する防止策、そして、人権侵害が発生した時の

救済措置を定めておくことは当然、憲法及び警察法が予定しているところである。したがって、実施機関の行政文書不開示決定には理由がなく、不開示決定を取り消すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 開示請求に係る行政文書の性格

審査請求人が求める行政文書は、「交通違反告知における取締逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」である。

交通反則通告制度は、車両等の運転者がした道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）違反行為のうち、道交法別表第2の上欄に掲げるものを反則行為とし、反則行為をした者に対しては、警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けたものが任意に反則金を納付したときは、その反則行為について刑事訴追をされず、一定の期間内に反則金の納付がなかったときは、本来の刑事手続きが進行するという骨子とする制度である。

本件開示請求の前段の「取締逃れの防止について記述されているもの」とは、取締りの現場からの逃走、種々の主張又は有形無形の不法行為等により、違反者が自己の違反行為について告知されないようにしようとする行為等を防止することについて記載された行政文書と認められた。

また、後段の、「救済措置」については、法的救済と自力救済とが考えられるが、本件開示請求の内容から、何らかの被害を受けた個人などに対し、法の規定に従い個人の被害を回復したり支援したりすることなどを意味する法的救済と認められ、すなわち、「警察官が事実を誤認したことに対して個人等を救済する法令等の必要性」が記載された行政文書と認められた。

(2) 不開示とした理由

不服申立人の開示請求文書は、「交通違反告知における取締り逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」であるが、違反の告知は法令等に基づき適正に行っており、奈良県警察本部では、開示請求文書の作成、取得はない。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条の規定により、警察官は、司法警察職員として職務を行い、司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされている。

道交法では第8章に罰則が規定されており、反則行為は本来犯罪を構成する行為であるから、警察官は道交法違反の犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査することとなるが、行為者が反則者であった場合、交通反則通告制度に基づき、反則者がこれによる処理に服して任意に反則金を納付した時は、公訴が提起されないということとどまるのである。

警察官が道交法違反の事実を認めた場合、犯罪捜査の端緒となり捜査を開始することとなるが、違反者の逃走やその他の行為があつたとしても、それは交通反則通

告制度が適用されず、刑事手続が進行するに過ぎないことから、これらの違反者の行為に対して防止を指示する必要性や根拠はないものである。

他方、公権力の行使に基づく賠償責任については、日本国憲法第17条を受けて、国家賠償法（昭和22年法律第125号）が制定され、同法第1条第1項には、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責に任ずると規定されている。

したがって、警察官の事実誤認があり、違法に他人に損害を与えた時は、地方公共団体が賠償の責任を負うことになり、奈良県警察本部がこれ以外の法令等の必要性を検討する必要性もなく、行政文書を作成する必要もない。

以上のことから、審査請求人が求める行政文書は存在せず、本件決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書で種々の主張をしているが、本件開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

救済措置については、国家賠償法の第1条で賠償責任に関する規定があり、奈良県警察官が故意又は過失により、県民に何らかの損害を与えた場合には、奈良県が賠償責任を負うことになることから、そのことに対して奈良県警察が独自の解釈や検討を行う理由も必要性もない。

警察庁等から取得した文書についても検索したが、該当する文書はなかった。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「交通違反告知における取締逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していない

め不存在であると主張しているもので、以下検討する。

本件開示請求の前段「交通違反告知における取締逃れの防止について記述しているもの」は、交通違反告知において、相手方が、取締りの現場から逃走する等により告知されないようにする行為、交通違反に該当しない旨を弁明する行為、証拠を隠滅する行為等の防止について記載された行政文書の開示を求めていると解される。

諮問実施機関は、取締り逃れの行為があったとしても、法令に基づき捜査等が行われることになるので、取締りの防止を指示等する必要性はなく、取締り逃れの防止について記載された行政文書を作成又は取得していないと説明している。

交通違反告知においては、相手方が、告知をされないように様々な取締り逃れの行為がなされることが想定されるが、このような場合、道路交通法、刑法等の法令に基づき、適正に処理されると考えられ、取締り逃れの防止について記載された行政文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

次に、本件開示請求の後段「警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」は、交通違反告知において、警察官が事実誤認したことにより損害を受けた者を救済する措置の必要性が記載された行政文書の開示を求めていると解される。

諮問実施機関は、警察官の事実誤認があり、違法に他人に損害を与えたときは、地方公共団体が国家賠償法による賠償責任を負うことになり、奈良県警察本部がこれ以外の法令等の必要性を検討する必要もなく、行政文書を作成する必要もないと説明している。

国家賠償法は、国や公共団体などの公権力を行使する公務員が職務を行う際に故意又は過失により違法に他人に損害を与えた場合等に、国や公共団体が負う賠償責任について定めている。交通違反告知において、警察官が事実誤認したことにより、相手方が損害を受けた場合には、国家賠償法に基づき救済されることになると考えられ、実施機関が、別途、救済措置の必要性について記載した行政文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

また、前段及び後段のいずれについても、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年10月13日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年11月10日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年11月21日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）の提出を受けた。
平成27年11月18日 （第189回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 （第190回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 （第191回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 （第192回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁 護 士	会 長